

平成 30 年度 第 2 回四條畷市 いじめ問題対策連絡協議会 議事 要録

日 時	平成 30 年 12 月 20 (木) 午前 10 時～
場 所	四條畷市役所東別館 2 階 201 会議室

(出席者) 小寺会長・芝田副会長・細谷委員(代理で船木委員)・福田委員・中村委員・中西委員  
・喜多委員・吉田委員・溝口委員・辰巳委員 (代理で開委員)・上井委員 (順不同)

(欠席者) なし

## 1. 開会

事務局：(会議成立要件の報告)

資料の確認

資料 1 委員名簿

資料 2 四條畷市いじめ防止基本方針

資料 3 平成 29 年度いじめの認知件数について

## 2. 議事

会 長：案件 1 「四條畷市いじめ防止基本方針について」事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：説明

- ・四條畷市いじめ防止基本方針改定後、各学校において学校いじめ防止基本方針の改定と公表を行う。
- ・現状について教育委員会から説明  
来年度 4 月に各学校においてホームページに掲載する。

会 長：この案件については前回の会議で話し合った内容ですが、それ以後に変更はあったのでしょうか。

事務局：本会議で承認いただいた後に変更はございません。

会 長：四條畷市いじめ防止基本方針として改訂されたものが資料として添付されています。この件について委員の皆さまからご意見はございますか。

溝口委員：ホームページに掲載されるという件については、各学校のホームページに掲載されるということでしょうか。

事務局：おっしゃるとおりです。

会 長：他にご質問はありませんか。それでは、案件 2 「市内小中学校におけるいじめ問題の状況と課題について」事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：説明

- ・いじめの認知件数 (H29 年度実績まで 5 年分比較)
- ・千人率比による国との比較 (H29 年度実績まで 5 年分比較)
- ・本市では積極的な認知が進んだと考える
- ・課題は、学校間での格差、加害の児童への対応、各学校で対応を見直していく

会 長：只今の事務局からのご報告につきまして、委員の方からご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

喜多委員：いじめの認知について、国、府、市を見比べると市の件数が多くなっています。認知の定義は国、府、市において同じものでしょうか。

事務局：認知の定義については同じです。心身共に嫌な思いを感じた場合は、いじめの件数としてカウントすることになっています。捉え方については、教師にとってさまざまであり、このくらいであればいじめではないと判断してカウントしていない場合があります。国全体では、そこが数字の差に表れていると考えています。

喜多委員：本市では取組みが進んでいるため認知件数が多くなっているということで、本市のいじめが取りたてて多いというわけではなく、意識が高まっているため件数が多くなっているという認識で良いでしょうか。

事務局：そのとおりです。

会 長：説明の中に学校間に格差があるというお話がありましたが、認知件数の格差があるということですか。

事務局：学校ごとに格差があると感じていますので、認知件数が少ない学校については、しっかりと見取るように指導をしていこうと考えています。

中西委員：認知が進んでいると感じますが、学校間格差があるという話は、今まで話に出てきませんでした。いじめを深刻にとらえていることがわかり、大変良い傾向だと考えます。

溝口委員：いじめ防止基本方針の改定により、いじめの定義がけんかやふざけ合いであっても認知していく方針に変わりましたが、文部科学省の基本方針がこの定義を示したのが平成 29 年度でした。本市では、定義が変わる前の平成 28 年度から認知件数が増えています。けんかやふざけ合いを積極的に認知していたのでしょうか。

事務局：平成 29 年 3 月に示されましたが、それ以前からいじめをしっかりと見取るようにと通知等がありました。積極的認知については本市として指導してきました。

福田委員：7 月の会議でいただいた資料と今回の資料において、平成 29 年度の件数が異なっていますが、内容を教えていただけますでしょうか。また、解消していない 2 件と重大事態の疑い 1 件についてお話しされておられましたが、現状はいかがでしょうか。

事務局：前回の資料における昨年度の実績件数については、4 月の段階での速報値を示しました。その後、1 件ずつ調査し、最終の報告件数が今回の資料となります。昨年度の解消していない 2 件については、その後の見取りでは解消しています。重大事態の案件の子どもについては現在登校できているということをお知らせいたします。

溝口委員：認知の定義について、どのような経緯で認知することが多いのかを教えてください。今回、いじめ防止基本方針の中で地域住民がいじめの相談を受けた場合は、学校に通報するものと記載されていますが、地域からの通報の実績はありますか。また、通報を受ける教育相談室におけるいじめの相談実績はどのくらいあるのでしょうか。

事務局：相談の経緯については、学級担任、保護者の順でした。地域の方に相談した件数については昨年度 0 件となっています。教育相談室への相談についても 0 件です。

副会長：地域の方からの連絡について、市全体の状況ではありませんが、本校での状況について、お伝えします。今年度 2 件、地域の方から情報をいただきました。ランドセルを引っ張られたところを見かけて心配だということでした。児童の名前はわかりませんでしたが、各クラスで話をするようにと対応をしました。いじめを早期発見できれば良いなという取組みをし

ております。また、毎学期、いじめに関するアンケートを学校で実施しております。アンケートによる発見については学級担任が経緯となる場合があります。

会 長：今回のランドセルのような場合は、地域からの通報としては件数に上がらないのでしょうか。

副会長：地域からの通報と認定することが難しい場合があります。本人がその通報は自分のことだと名乗り出れば認知として上がりますが、不明であれば件数には上がらない現状です。早期発見の対処としては、大変役に立っています。

中西委員：地域としてそのようなことがあった話は聞いていました。その後の様子を見守っていると大丈夫そうだったとのこと。独居老人の会「たけのこ会」でそのような話が出たので、地域で心配して子どもたちを見守ることが大事だと話をしました。コンビニの前に座っている子を見かけると声をかけてねと言ってきましたが、自分が声をかける立場になると、見て見ぬふりをしてしまう人が多いでしょう。来年度の課題として、どうすれば声をかけられるかを話し合うことにしました。今年は、災害でひとり暮らしの人たちは怖い思いをしました。日頃から地域の人と仲良くして、子どもたちと顔見知りになっていると、いざという時に自分たちが助けてもらえるかもしれない。そんな話をしています。

副会長：みんなで見守っていただくことが子どもにとって良いことだと感じています。

会 長：地区の独居老人の会でそのような話が出ているのですね。

中西委員：あの子はあいさつをしないと人があるの、自分からあいさつをするように話すと、一度してみたけれど返してもらえなかったそうです。相手はタイミングを逃して気まずい思いをしているかもしれない。かといって、何度も子どもに声をかけていると怪しまれる。どうすればあいさつをしやすくなるのか、考えなければいけないと思っています。

中村委員：田原地域では、小中学校を含め地域全体であいさつ運動をしています。私たちは、子どもの見守り隊として、ジャンパーを着ています。ジャンパーを着て「青少年指導委員です」と示さないと、子どもにあいさつや注意はしにくくなります。自分たちは安全ですとアピールできるものがいいと思います。

会 長：警察は、制服を着ておられる時と、着ておられない時、違いはありますか。

船木委員：交番のお巡りさんは制服を着ています。私服で声をかけるかというとなかなかしません。夜間に補導員さんと地域を回る時には、腕章を巻きますし、警察手帳を持つようにしています。見回っていることがわかるようにした方が良いでしょう。おじいちゃん、おばあちゃんに声をかけられて一緒に家まで帰ってきたとなると、昔は親切な人だと思われたでしょうが、今は不審者として警察に通報が入るかもしれません。制服などがあると子どもも安心できます。

中西委員：腕章をつけよう、あいさつ運動をしよう自分たちで決めることが大事だと思っています。四條畷市では、高齢者が冷蔵庫に筒を入れています。砂地域では全世帯が実施しています。これを作るのに3年ほどかかりました。高齢者がどこに住んでいるかがわからないために震災で亡くなった人が多かったのを防ぐ取組みです。自分たちで考えて決めたことが自信につながっています。ですので、腕章についても、自分たちから意見が出ると良いなと思っています。ところで、いじめ問題は、いつ頃から始まったのでしょうか。自分たちが小学校、中学校の頃にはいじめはなかったように思うのですが。

中村委員：私が小学校の頃にはありました。

上井委員：教育委員会として、昔からいじめのような事象はあったのではないかと思います。それ以上に本人の受け止め方や周りの捉え方が社会情勢を含めて変わってきたのでしょうか。私が教員になった当時にも、初期対応については経験があります。本人に話を聞いて、保護者との連携を取ってきました。小さな問題で済むものが大きくなってしまふことがあります。大津の事件等をきっかけとして捉え方がどんどん変わってきているように思います。また、地域とのつながりについて、先程からお話が出ていますが、子どものことについて学校現場だけでは見落としてしまう、学校を一步出してしまうと見つけられにくいことはあります。地域の皆さんが腕章をつける等をして組織として動いていただく、犬の散歩、花の水やりをしながら子どもたちにアンテナを張っていただくのはありがたいことです。集団の様子を見て、「何やってるの」と声をかけることは難しいでしょうし、声をかけたことで逆に何かあるかもしれないということも想定していただかないといけません。そのような場面を見かけられたら、学校に連絡をいただければ、状況によっては、確認に行かせていただくこともあります。そのような意識をもっていただくことが学校と地域の連携において欠かせないものだと思います。

中村委員：さつきヶ丘は田原地域で一番子どもが多い地区です。先日、田原地域でクリーン活動を行い、大人も子どもも一緒にごみ拾いに参加してもらいました。以前はさつきヶ丘だけで 60 人位の参加がありましたが、今年は 20 人位でした。理由を聞くと、子ども会に入っている子どもが減っている、役をしたくないという保護者が多いとのことでした。子ども会に全家庭が入って横のつながりができないと、いじめがなくならないと思います。子ども会の行事に参加したくても保護者の考えで参加できない場合があり、いじめの対象になる可能性はあるかもしれません。子ども会を促進できる形を作りたいと思っています。全体会議で、全員が強制的に子ども会に入る規約を作ることを考えています。いじめも含め、地域全体で取り組んで対応できる形にもっていくことがベストだと思います。

会 長：子ども会はどこが組織されるのでしょうか。

杉本委員：子ども会は各自治会が組織しており、自治会から市の子ども会として立ち上がりました。市の子ども会は、府の子ども会への会費の支払いや活動の制限があり、また、先ほどもお話しに出ましたように役をしなければいけないということもあり、市の子ども会としては今年の 3 月に解散されました。ただ、それぞれの自治会において現在も子ども会が活動されていることは認識しております。

中西委員：以前は駅伝大会があったのですが、子ども会がなくなったので駅伝もなくなりました。

杉本委員：駅伝大会は、ここ数年は中止が続いていました。インフルエンザにより、子どもが集まらなかった年もありましたが、子どもが減り参加する地区が減ってきたことが大きな要因です。

会 長：各自治会が子ども会を主体的にされておられるのですか。ない地域もあるのですか。

杉本委員：それぞれの自治会で子ども会を持っています。子ども会として成立していない地域もあるかもしれません。子ども会という名前ではないこともあり、違う地域が子どもを見ている場合もあるかもしれません。

中西委員：私の地域では育成会という名前です。育成会に地域の行事に参加してもらおうと呼びか

けています。秋祭りでだんじりを忍陵神社まで上げるのですが、毎年上がらなかったのですが、ここ数年は育成会の子どもたちに参加してもらって上げることができています。ただ、中学校、高校に行くと急につながりがなくなってしまうのが現状です。先日は、地区の掃除があったのですね。

副会長：西中校区で地区のクリーンキャンペーンがありました。

中西委員：子どもたちが家の前のゴミを拾ってくれるのですが、子どもたちの声を聞いて、地域住民も家の前を出てゴミを拾っていました。良い活動だったなと思いました。

中村委員：私の地域ではとんど祭りがあります。子ども会が主体になって活動します。PTAさんも協力して盛り上げます。

上井委員：とんど祭りの話が出ましたが、親同士がつながることで未然防止につながることはあると思います。小さな火種の時に、地域同士で解決していただいていることが昔はもっとあったのだらうと思います。大人が忙しくなる中で関係が希薄になってきたのかなと思います。

中西委員：小学校の時には、周りは田んぼで、上の子、下の子も一緒に遊んでいました。そんな中で上の子が下の子を見守ってバランスをとっていました。今は、同学年だけでつながっている気がします。

会 長：地区での取組みのヒントになるようなお話がたくさん出てきました。他に何かございませんでしょうか。それでは、案件3の「各主体によるいじめ対策の取組みについて」に移ります。それぞれの主体で行っておられる取組みについてご紹介ください。もし、よろしければ、いじめ防止基本方針には、「市職員や地域住民がいじめの相談を受けた場合は、学校や教育相談室への通報その他適切な措置を取るものとする」とされていますので、そのような相談実績があれば、併せて教えていただければと思います。警察の方では何かございますか。

船木委員：いじめと言われると幅が広く、警察が取扱うものは限られていますが、いじめらしき相談を受けた場合は学校に伝えます。学校の中に入って警察が解決することはしません。刑罰法令に触れる行為があり、学校で対応しきれない場合には、警察が対応します。殴ったということでも、学校でおさまるのであれば、介入しません。学校でおさまらず、親同士が反発して被害届を出すという話になることがあります。それが、いじめかどうかということは難しいところです。四條畷市ではありませんが、トイレ内で女の子同士が盗撮をした案件がありました。14歳の子は家庭裁判所に送致し、13歳の子は児童相談所に通告しました。また、いじめ的な内容のメール、書き込みをして学校に行けなくなったという相談がありました。母親が被害届を出され、内容を見ると侮辱罪にあたるということで事件として扱いました。いじめかどうかの判断は難しいところですが、事件として対応することはできます。抑止としては、非行防止教室を市内の小中学校で行っています。いじめはダメだということや、SNSの書き込みで捕まる可能性があるという話をしています。先生から話を聞くこととは違う観点で、警察官から直接話を聞くことにより心に残り、何かあった時に「こんなことをすれば罪になるって言ってたな」と抑制できれば良いなと続けています。

会 長：子ども家庭センターからはいかがでしょう。

福田委員：四條畷市いじめ防止基本方針に載せていただいた、子どもの悩み相談フリーダイヤルで

365 日 24 時間電話相談を受けていて、いじめの相談が入ることがあります。匿名でかかってくる場合には、保護者や先生に相談をするように声をかけます。個人が特定できる場合は該当の教育委員会に情報提供しています。被害を受けた子どもの保護者が被害届を出して事件化された場合は、警察から通告を受けて、加害の子どもと保護者を呼び出して指導をするケースがあります。個別に心理的な側面から子どもと保護者の指導をします。加害の子どものケアについては、その保護者が相談したいというニーズを持っていれば相談を受けることはできます。被害を受けた子どもの保護者は必死になって子どもを守ろうとしますが、加害の子どもと保護者は学校でしたことに関して、何とかしたいとまでは思わない方が多い状況です。

会 長：青少年指導員さんからはいかがでしょうか。

中村委員：先日、学校の日曜参観で屋台村を行いました。子どもたちが 1000 人以上来ました。400 食準備して 360 食とまかない 30 食でほぼ売切れました。子どもと接し、コミュニケーションを図る機会を設けています。ゴミの処理では、器は重ねるとかさばらないので、順番に重ねるように声をかけました。大人がきちんとした姿を子どもに見せていかないといけないかなと思います。評判が良くて、次回のとんどでもお店を出します。青少年指導員のメンバーだけではなく、PTAの方等にも手伝っていただき、保護者同士でもコミュニケーションを図る機会になるようにしています。

会 長：民生委員児童委員さんはいかがですか。

中西委員：来年 2 月の定例会で、小学校区連絡会を行います。校区ごとに集まって相談し合う機会です。昨日の定例会で地域の様子、気になることをまとめておくようにと話しました。「子どもさわやか賞」について、教育委員会に連絡はありますか。

上井委員：教育委員会には話は来ていません。私は、去年は田原小学校におりましたので、直接民生委員児童委員協議会さんからお話があり、受賞させていただきました。

副会長：去年は、田原小学校から賞を受けたことについての報告は受けました。

中西委員：民生委員児童委員協議会で募集をしているので、教育委員会をはじめ、市内小中学校すべてに周知をするようにさせていただきます。さわやかな行いをした子どもが表彰されるものであり、昨年、今年ともに田原地域が受賞されています。確かに田原地域がされておられることは素晴らしいのですが、この取組みを大阪府全体に広めようとするならば、同じ地域ばかりが受賞するのではなく、他市にも広めていき、色んな市や学校が受賞すると、さわやかな行いに対して意識してもらえるようになると思います。また、小中学校の子どもたちがこんな良い活動をしているとホームページや広報で紹介してもらえる機会をもってもらえると、地域ごとに行っている取組みについて、良いイメージが広まるのではないのでしょうか。

会 長：続いて、行政からもお話ししていただきます。政策推進課からはいかがですか。

喜多委員：子どもの施策について、特化したものは本課では行っていません。子ども政策課、教育委員会、子育て総合支援センター等が主体となり進めています。自分の子どもが小学生で、先程、教育委員会から学校間の格差のお話がありましたが、学年間の格差も大きいと感じています。その辺りも今後見ていく必要はあるのかなと思います。

会 長：市全体の施策の進め方として、子どもに対する位置づけは大きいのですか。

喜多委員：市長が子育て環境の充実を上げています。その中で、いじめ問題の対策は必要です。今

年、四條畷市いじめ防止基本方針の改定が行われました。子育て環境の充実とは、保育所の待機児を減らすということも大切ですが、子どもに対するいじめも含めた周辺環境や生活環境を整えることは重要と捉えており、それについても包括的に力を入れて取り組んでいます。

会 長：続いて教育委員会からお願いします。

杉本委員：青少年育成課としては、放課後児童健全育成事業として、ふれあい教室を行っています。

児童間のトラブル、いじめとはいかなくても嫌がらせ等がある場合は、校長先生、教頭先生、教育委員会指導主事等と連携しながら、対応していきます。トラブルが同学年の子ども同士であれば、同じクラスにいる場合があります。「ふれあい教室でこのようなことがありましたが、クラスではどうでしょうか」と情報共有し、見守りにつなげています。

上井委員：未然防止の取組みについて、先程、警察からのお話がありましたように、非行防止教室をしていただいています。ネットやSNSへの書込み、写真を無断で掲載したり、落書きをしたりしてトラブルになるなどの報告を受けることがあります。教職員もインターネット等の研修を受け、対応にあたっています。また、いじめの問題事象が起こった場合の早期対応について学び、一人ひとりの教師にどんな対応をするべきなのかを知ってもらうことで、いじめに対するアンテナを高めてもらえると考えています。アンテナを高めると、クラスの中で子どもたちがじゃれている様子を見て、「もしかしてその背景に何かあるのでは？」と感じられるようになると思います。学校内では、コーディネーター役の教員を対象とした研修を行っています。学校の中で感覚的に解決してきた部分については、昨今、法令を意識しなければならない流れにある中、コーディネーター役の教員が中心にそれについても広めていければ良いなと考えています。

会 長：続けて順にお願いします。

溝口委員：子ども政策課の取組みとして、本市には、四條畷市子ども基本条例があります。その中で子どもの最善の利益のために市全体で取り組んでおり、4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を上げています。いじめの基本方針の初めに書かれているように、いじめは重大な人権侵害事象ですので、未然防止に努めるよう、いじめの担当課として取り組んでいます。子ども政策課としては、主に保育を担当していて、保育所はいじめと関係ないと思われるかもしれませんが、卒園した子どもや保護者が保育所や幼稚園に相談しに来ることがあります。直近では相談はなかったとのことでしたが、事例はありますので、基本方針の中でも市の職員や地域住民の通報義務が定められていますので、今後、民間園も含めて周知し、未然防止につなげていきたいと考えています。

開委員：子育て総合支援センターは学校教育課と連携を取ながら事業を行っています。いじめ相談は何件かありますが、匿名が多いのが特徴です。「うちの子どもはこんな状況だけど、これはいじめかな」と聞かれ、背中を押してもらいたいような感じがあります。また、色んなところに相談をしているがこれ以上どうすれば良いのかという相談もあります。18歳までの子どもへの対応をしていますが、いじめの未然防止のために親同士、子ども同士のつながりを作ろうと、地域で色々なことをしていただいています。つどいの広場の中では、親子のつながり作りをしています。また、親子教室では、子どもに提供するだけでなく、親育てをしようとして親に企画をしてもらう、みんなで話し合っただけで子どもに働きかけてもらうという

ようなプログラムを実施しています。また、親支援プログラムについては、保護者が落ち込んでいる時に利用してもらおうトリプルPや、自己回復力や自己肯定感、社会的スキルを育てるファンフレンズプログラムを実施しています。ファンフレンズプログラムは小学生を対象としても夏休みに行っています。

吉田委員：人権・市民相談課では、直近では子どものいじめに関する相談はありません。人権に関する市民意識調査を行いますが、その中に子どもの人権を盛込みます。12月の校長会でお伝えしたところですが、各学校に出向いて、枚方で実績を出されているNPO法人にデートDVの予防講座をしていただきます。昨年の実績としては3校で講座を行いました。保護者、教職員ではなく外からの風ということで「かけがえのない自分」、「自分と相手を尊重する」という内容でロールプレイを入れながらお話ししていただきました。

職員研修として人権研修を人事課主催で行っています。今年は、インターネット上のいじめというテーマで講師を依頼しているところです。

田原でなかなか人権研修ができていないので、3月に親子に向けて、子どもの人権を内容とした講座を実施予定です。

会 長：他に何かございませんか。また、ご質問がありましたらお願いします。

中西委員：不登校について聞きたいなと思っています。たくさんの子どもが不登校ではないかという話を聞いたのですが、何人位いるのでしょうか。

会 長：不登校はいじめと関連している部分が多いと感じます。

中村委員：不登校は親の考え方による要因もあるようです。

会 長：不登校に関する実態や人数推移についても、次回からお話していただきましょうか。

中西委員：いじめは実態を捉えると指導できることがあるのですが、不登校を解消して登校させるのは、いじめ以上に難しいかもしれません。不登校について一番悩んでいるのは本人、そして母親です。寄り添ってあげると言ったところで、現状は難しいでしょう。

中村委員：発達障がいの子どもが不登校になることも多いようです。子どもが発達障がいだと気が付いていない保護者もいらっしゃるようです。学校に行きたくないならいいよという保護者もいるようで、根本的な解決方法がずれていることもあるかもしれません。

上井委員：不登校については、色んな要因が絡んでいることが多いと考えています。いじめや先生に怒られたという単発的なことではなく、スクールカウンセラーの話によると、何かしら不安感がある、居心地の悪さがある等、様々なものが重なっているケースが多いようです。学校でも個々、家庭訪問をする等の対応をしているとは思いますが、何か一つ要因を除けば登校できるというものではないことが多いようです。

会 長：不登校に関しては8050問題等、引きこもりの問題にも絡んでくるのかなと思います。次回は、資料を準備してご紹介していただけますか。そうしましたら、次の案件に移ってもよろしいでしょうか。「その他」について、事務局からお願いします。

事務局：案件3「その他」について

今年度の「いじめ問題対策連絡協議会」につきましては、今回が最後です。

なお、いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱期間は、平成31年3月31日までとなっていますので、委員の皆さまにおかれましては、今回の会議で任期終了となります。長期間にわたりありがとうございました。

会 長：ご質問はございませんか。

### 3. 閉会

会 長：特に無いようですので、これで「四條畷市いじめ問題対策連絡協議会」の議題は終了いたします。

事務局：小寺会長をはじめ、委員の皆様ありがとうございました。これをもちまして、第2回「四條畷市いじめ問題対策連絡協議会」を終わらせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。